

平成26年

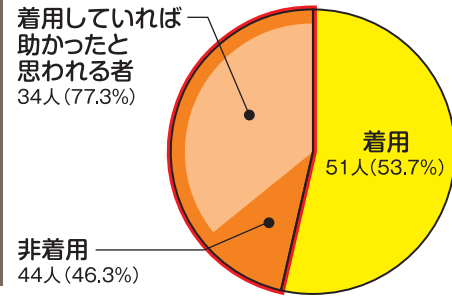
4月6日回~4月15日回 北海道実施要綱

春の全国交通安全運動

運動の重点 3

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

全死者数184人のうち
自動車乗用中の死者数95人 ※平成25年中

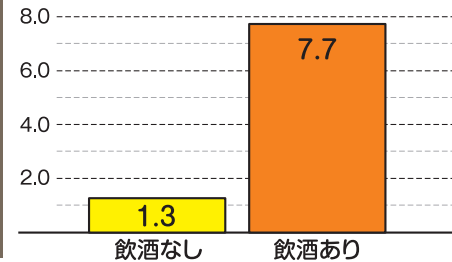


- 運転者の皆さんは**
運転をする前に、同乗者全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認しよう。
- 家庭では**
シートベルト非着用の危険性等について話し合い、必ずシートベルト・チャイルドシートを着用するよう習慣づけよう。
- 学校では**
全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性を理解させ、実践させよう。
- 職場では**
職場全体で、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底しよう。
- 地域・町内では**
街頭啓発等を通じて、全座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用について呼びかけよう。

運動の重点 4

飲酒運転の根絶

飲酒を伴う交通事故実態(平成25年)
飲酒ありは、飲酒なしの約6倍
致死率(人身事故100件当たりの死者数)



- 運転者の皆さんは**
飲酒運転は悪質な犯罪であるとの認識をしっかりと持ち、二日酔い運転を含めた飲酒運転の根絶を図ろう。
- 家庭では**
飲酒運転の危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さなどを話し合い、家族ぐるみで飲酒運転を根絶しよう。
- 職場では**
企業の責任として、ハンドルキーパー運動を展開するなど、飲酒運転の根絶を図ろう。
- 地域では**
酒類を提供する飲食店等では飲酒運転の危険性や悪質性を呼びかけ、飲酒運転の根絶を図ろう。

交通事故でお困りの皆さん 交通事故相談所をご利用ください。

交通事故相談窓口

■ 交通事故相談(無料) 北海道庁1階
 電話 011-204-5220(直通) FAX 011-232-7452
 電話 050-3533-4703(直通) ※IP電話のため、市外局番が011(札幌市、江別市、北広島市、南幌町)以外にお住まいの方はこちらにおかけいただけますと通話料金が割安となります。
 E-mail kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp

利用時間等 相談時間は9:00~17:00 月~金曜日(受付9:00~16:30)

■ 弁護士相談・巡回相談(無料)予約制

空知総合振興局 電話 0126-20-0044(直通) 渡島総合振興局 電話 0138-47-9435(直通)
 上川総合振興局 電話 0166-46-5923(直通) オホーツク総合振興局 電話 0152-41-0783(直通)
 釧路総合振興局 電話 0154-43-9151(直通) 十勝総合振興局 電話 0155-26-9249(直通)

受付時間等 月~金曜日(8:45~17:30) 各総合振興局の日程は「道民生活課」ホームページでご確認ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/kat/contents/ktindex.htm> ※巡回相談のみ



居眠り運転防止 ~ 2時間毎に休憩しよう。



運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

[全道統一行動日] 4月7日(月)セーフティコール

[交通事故死ゼロを目指す日] 4月10日(木)

主催/北海道、北海道教育委員会、北海道警察、札幌市、市町村、公益社団法人 北海道交通安全推進委員会、一般財団法人 北海道交通安全協会、一般社団法人 北海道安全運転管理者協会



デイ・ライト運動を実践しましょう。



交通安全

7大セーフティキャンペーン

運動の目的
交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践が主体的に行われるよう習慣づけ、道民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図ることによって、交通事故防止の徹底を図る。

運動の進め方
道、道教委、道警察、市町村、関係機関・団体等が緊密に連携し、危険予測や危険回避等の効果が期待される参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進するとともに、交通安全運動に参加する若い世代の交通ボランティアを含めた後継者の育成にも配慮する。

通年運動

- 高齢者事故防止
- 自転車走行ルール・マナーアップ
- シートベルト全席着用
- スピードダウン
- 飲酒運転根絶
- 居眠り運転防止
- デイ・ライト実践



運動の重点
2

自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)

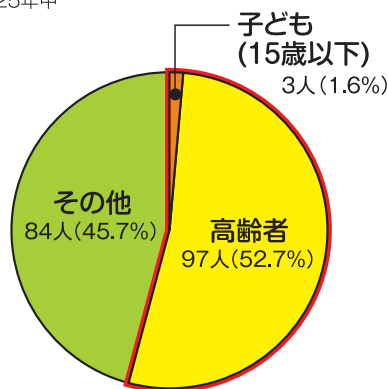
自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外**
- 2 車道は左側を通行**
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**
- 4 安全ルールを守る**
 - 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用**

運動の重点
1

子どもと高齢者の交通事故防止

全死者数184人のうち
高齢者の死者97人・子ども(15歳以下)3人
※平成25年中



運転者の皆さんは

子どもの飛び出しや高齢者の横断に対応できる安全な速度で思いやりのある運転をしよう。

高齢者の皆さんは

横断歩道の利用や信号遵守など、交通ルール・マナーを守り、安全な行動を実践しよう。

家庭では

子どもと一緒に通学路等を歩くなどして、交通ルールの手本を示し、マナーを身につけさせよう。

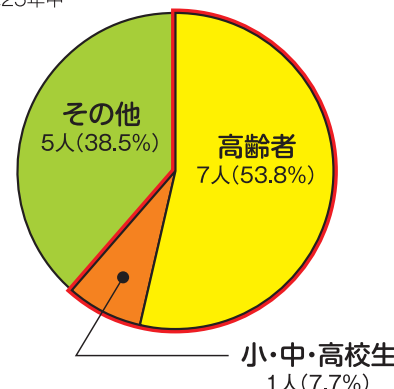
学校では

新入学(園)児の登下校時間帯に通学路での交通安全指導を徹底しよう。

地域・町内では

子どもや高齢者を見かけたら交通安全のひと声をかけるとともに、安全な横断を手助けしよう。

全死者数184人のうち
自転車乗用中死者数13人
※平成25年中



運転者の皆さんは

交差点等の自転車の有無や動きをしっかり確認しよう。

家庭では

自転車のルール・マナーを話し合い、子どもを自転車に乗せるときは、ヘルメットを着用させよう。

自転車利用者は

自転車に乗るときは、車道が原則で歩道が例外であることを認識し、車道では左側を通行して、歩道では歩行者優先の運転をしよう。

学校では

自転車の通行方法や夜間における前照灯の点灯など、自転車の正しい利用を身につけさせよう。

地域・町内では

自転車安全利用五則を活用して、自転車のルール・マナーを呼びかけよう。